

令和 4年10月28日

〒712-8044
岡山県倉敷市
東塚6-11-23

(株) ハシモトテクニカルサービス

橋本 現吉 様

中国地方整備局長 森戸 義貴



特定 建設業の許可について (通知)

令和 4年 9月 26日付けで申請のあった特定建設業については、建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、通知する。

なお、岡山県知事 に係る許可については、建設業法第9条第1項の規定により、この許可をもってその効力を失ったので、念のため申し添える。

記

許可番号	国土交通大臣 許可(特-4) 第 28675 号
許可の有効期間	令和 4年10月28日から 令和 9年10月27日まで
建設業の種類	

土木工事業
大工工事業
石工事業
電気工事業
鋼構造物工事業
しゅんせつ工事業
内装仕上工事業
水道施設工事業

建築工事業
とび・土工事業
屋根工事業
タイル・れんが・ブロック工事業
舗装工事業
塗装工事業
造園工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 : 令和 9年 9月 27日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)

国中整計建第1118号
令和5年7月24日

株式会社ハシモトテクニカルサービス
橋本 現吉 様

国土交通省
中国地方整備局長



特定建設業の許可の取消しについて（通知）

貴社の下記に掲げる特定建設業の許可については、建設業法第29条第1項第5号の規定により、令和5年7月24日付けで取り消したので、通知する。

なお、この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、国土交通大臣に対して審査請求をすることができる（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、審査請求は、処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。）。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

また、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところにより、この処分があったことを知った日（当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決があったことを知った日）から6月以内に国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、取消訴訟を提起することができる（この処分又は裁決があったことを知った日から6月以内であっても、取消訴訟は、処分又は裁決の日から1年を経過したときは、提起することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。）。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

記

許可番号	国土交通大臣許可（特-4）第028675号
許可年月日	令和4年10月28日
建設業の種類	建築工事業 大工工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 内装工事業 造園工事業